

職場におけるメンタルヘルス対策のあり方に係る主な論点

議題Ⅰ 労働者のメンタルヘルス不調の把握方法について

論点1 労働者のメンタルヘルス不調把握の目的

- 労働者のメンタルヘルス不調把握の目的は、疾病そのものの発見ではなく、ストレスの実態を把握すること等による一次予防につなげることではないか。
- 労働者のメンタルヘルス不調把握の目的は、作業関連疾患の場合と同様にとり扱うべきではないか。
- 労働者のストレスの実態を踏まえた対応を適切に実施するとともに、これらの状況を検討し、職場環境の改善につなげることについて、どう考えるか。

論点2 メンタルヘルス不調の把握の具体的な手法

- 既存の調査票を活用し、事業者及び労働者の双方に負担にならない方法で実施するべきではないか。
- 一般定期健康診断の際に、ストレス調査票等により調査を実施する方法により把握することについて、どう考えるか。
- メンタルヘルス不調の把握を、一般定期健康診断において自覚症状を把握する一環として調査する方法について、どう考えるか。

論点3 労働者のプライバシーの保護及び不利益取扱いの防止

- 事業者にはメンタルヘルス不調に係る情報が伝わらないしくみが必要ではないか。その場合に、事業者の責務をどう考えるべきか。
- 不利益取扱いを防止するための措置について、どう考えるか。

論点4 専門家の関与の方法

- 地域産業保健センターにおいて、保健師等の産業保健スタッフの一層の活用を図るべきではないか。
- 役割分担を考えつつ、様々な職種が関わって支援を行うべきではないか。

議題Ⅱ 把握後適切に対応するための実施基盤の整備について

論点1 産業医の資質の向上と外部機関の活用

- 健康診断の有所見者に関する就業上の措置について、医師が意見を述べる制度の徹底等を図るべきではないか。
- 産業医の多くがメンタルヘルスの専門家ではなく、十分な対応が困難な場合の対応が必要ではないか。
- メンタルヘルス不調者への対応に従事する産業医等の医師の中立性、独立性は、どのように考えればよいか。

論点2 産業医の選任義務のない中小規模事業場における実施体制について

- 健康診断の有所見者に関する就業上の措置について、医師が意見を述べる制度の徹底等を図るべきではないか（再掲）。
- 中小規模事業場でも対応できるよう、地域産業保健センターの医師をさらに活用できるようにすべきではないか。
- あわせて、同センターにおいて、保健師等の産業保健スタッフの一層の活用を図るべきではないか。

議題Ⅲ その他

論点1 地域との連携について

- 地域産業保健センターに登録された医師、保健師等を、地域と職域との連携において活用するなどの方策が考えられるのではないか。

論点2 健康診断の対象労働者について

- 健康診断の対象労働者の範囲拡大の必要性について、メンタルヘルス不調の把握の観点から、どう考えるか。